

## 深谷市高齢者住宅改修費補助事業

**※ 工事を行う前に申請が必要です。**

この事業は、高齢者が自宅内での転倒等を防止し、住み慣れた地域でいつまでも安全に生活できるよう、住環境を整備すると共に、介護予防を推進することを目的として、住宅改修を行った際の費用の一部を補助します。

### 補助内容

- 対象工事費の2分の1。(千円未満は切り捨て。)  
ただし20万円が上限となります。

**対象者**◀以下の全てを満たす満65歳以上の個人が対象です。▶

- 市内に住民票があり、在宅で生活しているかた
- 大里広域市町村圏組合が行う介護保険の被保険者のかた
- 市税および介護保険料を滞納していないかた
- 介護保険要介護（要支援）認定または申請中ではないかた
- 申請しようとしている補助対象事業と同種のものに対して、本市の補助金を受けていないかた

注) 過去にこの補助事業をご利用した方は対象となりません。

**対象工事**◀対象となる工事は、介護保険制度の住宅改修を基準としています。▶

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- 開き戸から引き戸などへの扉の取替え
- 和式から洋式への便器取替え



施工業者は**市内の業者**に限ります。

- ※ 深谷市内に本店・支店・営業所が有り、見積書・領収書等に深谷市の住所が記載される施工業者です。
- ※ 本人・家族による改修は補助対象外です。
- ※ 業者の紹介は行いませんのでご了承ください。

# 手続きの流れ

## 申請



長寿福祉課または各総合支所に申請書等を提出

- ・申請書 ・見積書 ・見取り図 ・写真（撮影日がわかるもの。）
- ・その他、場合により追加で求めるものもあります。

※詳細は別紙「高齢者住宅改修工事を行う事業者様へ」を参照

※ 申請書類が全て揃った方から順に受け付けいたします。

※ 申請書提出の年度末までに、工事が完了するものに限りです。

## 着工

結果通知（承認）を受けてから30日以内に着工

※「事前審査結果通知書」が発行されます。また、完了報告書、請求書とともにご自宅へ郵送いたします。

## 報告

工事が完了したら、長寿福祉課に報告書等を提出

- ・完了報告書 ・領収書（**原本を必ず持参してください。**確認後、返却いたします。）
- ・内訳書 ・写真（撮影日がわかるもの） ・請求書 ・通帳の写し
- ・その他、場合により追加で求めるものもあります。

※詳細は別紙「高齢者住宅改修工事を行う事業者様へ」を参照

## 支払

完了報告書の審査後、ご指定の口座へお振り込み

※「補助金交付額決定通知書」が発行されます。

## ☆お問い合わせ☆

—お近くの窓口でお問い合わせください—



深谷市役所長寿福祉課[本庁舎⑧番窓口]	電話（574）6645
深谷市岡部総合支所 岡部市民生活課	電話（585）2214
深谷市川本総合支所 川本市民生活課	電話（583）2532
深谷市花園総合支所 花園市民生活課	電話（584）1121